

神戸市火災予防条例の運用基準一部改正(案)の概要

1 改正点

① 第12条の2 急速充電設備

- ・ 延焼防止措置について明示された令和3年6月8日消防告示第1号の追記
- ・ 衝突防止措置を追記
- ・ 内蔵している蓄電池設備の容量が、蓄電池設備単体であれば届出が必要な容量であったとしても、急速充電設備の基準に適合しているようであれば、届出は不要と明記

② 第14条 蓄電池設備

- ・ 出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準が明記されている令和5年消防庁告示第7号を追記

③ 第24条 喫煙等

- ・ 24条の規制対象となる場所を「指定場所」と定義
- ・ 従前から定義されている「喫煙」「裸火」「危険物品」の定義について整理
- ・ 危険物品持込から除外される行為の定義
(5kg未満かつSFマーク有の玩具煙火については規制対象外等)
- ・ 「舞台」「客席」の定義について整理
- ・ 百貨店等の売場に関する区画等(図面含む)の整理
- ・ 禁煙等を明示する「標識」に、外国語の表記及び標識の大きさに関する基準の追記

④ 第24条 喫煙等 / 「承認基準」について

- ・ 承認基準の別表2に記載されている2危険物品持込(5)の削除

⑤ 第24条 喫煙等 / 「安全対策の基準」

- ・ 「安全対策の基準」の文言の整理
- ・ 「チタン合金粉末を用いた火花を噴出させる演出用機器の取扱い」に関する基準を追記

⑥ 第30条の3 住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準

- ・ 鑑定事業廃止に伴い、検定対象機械器具になっていることによる文言の修正

⑦ 第31条の2 少量危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

- ・ 現状の規制範囲、単位等の見直しを実施

⑧ 第31条の3～7 「共通、屋外、屋内、タンク共通、地下タンク、移動タンク」の基準

- ・ 第31条の3(共通) 容器の表示の例図、配管の材料表を追記
- ・ 第31条の4(屋外) 壁の高さ及び幅の基準を追記
- ・ 第31条の4の2(屋内) ためますの基準等を追記

- ・ 第 31 条の 5 (タンク共通) 圧力タンクの定義について整理
 - ・ 第 31 条の 6 (地下タンク) 漏れを検知する設備について追記
 - ・ 第 31 条の 7 (移動タンク) 接地導線の仕様について追加
- ⑨ 第 44 条の 2 劇場等の基準の特例について
- ・ 可動いすを固定いすとみなす場合の基準を追加
- ⑩ 第 49 条 二方向避難経路の確保について
- ・ 神戸市消防用設備等技術基準に記載されている内容と同様であるため、削除
- ⑪ 第 50 条の 4 の 3 及び 4 の 4 防火教育担当者について
- ・ 条例改正に基づき削除
- ⑫ 第 50 条の 11 市民生活の安全確保
- ・ 関係行政機関の名称変更に伴い、文言を整理
- 2 その他
- はしがきの削除及び目次等の文言の整理を実施
- 3 運用開始予定日
- 令和 7 年 4 月 1 日